

東かがわ市条例第 16 号

東かがわ市子ども未来応援基金条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市子ども未来応援基金条例

(設置)

第1条 東かがわ市の学校等で子どもの健やかな成長に資する事業に充てるため、東かがわ市子ども未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算の定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する事業の実施に要する経費の財源に充てるほか、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業の実施に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。